

フリ太郎とまなぶ

フリーランス



最終話

契約の中途解除について



「おはようみんな！」



「「おはようフリ太郎」」



「もうすぐ映画ができあがるね。
本当にみんなのおかげだよ」

「私は仕事と育児の両立は難しいかもしれないと
悩んだ時期もあったけど、皆さんと働けて良かったわ」





「フリーランス法についても勉強途中だから
みんなが疑問に思っているところがあれば教えてね」

「頼もしくなったね。フリ太郎」



「えへへ、キッジーのおかげなんだけどね」

「僕も一緒に制作に参加できてうれしいよ
じつは、別の契約では急に契約解除されちゃった
ことがあってすごく困ったんだよね」



「今度の新法では契約の中途解除に
ついても定めがあるはずだよ」

「え、そうなの？ 教えてくれない？」



中途解除の事前予告・理由開示義務（第16条）

・フリーランスに**6か月以上の期間**、業務委託をしている**発注事業者**は、契約期間の途中で、そのフリーランスとの契約を解除する場合、そのことを**30日前までに、書面等で予告しなければなりません。**

※やむを得ない場合など例外事由があります

・発注事業者

この場合の発注事業者は
フリーランスに業務を委託する事業者のうち

①**従業員を使用する個人事業主**

②**従業員を使用している**

もしくは2人以上の役員がいる法人

いずれかにあてはまる事業者のことを指します。

「この**6か月以上の期間**には
元からの契約期間が6か月以上の場合と
契約の更新を重ねて6か月以上になった場合と
2パターンあるよ」





「また、中途解除の事前予告については
次の図の①～③のいずれかの手段で行う必要
があるよ」

契約の解除

来月末（30日以上後）
で契約解除とさせていただきます。



発注業者



①書面

②FAX

③電子メール※

※電子メール以外にも、SNSのメッセージ機能等も
可能です。

「そうなんだ！理由開示の義務
についても詳しく知りたいな」





「中途解除の理由について、**中途解除予告の日から契約終了日までの間**にフリーランスから開示を求められた場合、発注事業者は書面等で理由を開示する義務があるんだ」

※やむを得ない場合など例外事由があります

「この**理由開示の義務**についても発注事業者は上図の①～③の**いずれかの手段**で行う必要があるよ」



「説明してくれてありがとう！いろいろ勉強したけどまだまだ分からないことだらけだな…」

「そうね。フリーランス法内の**就業環境の整備**についてはよくわかったけど**取引の適正化部分**についてはすこし不安だわ」



「フリーランス法の**取引適正化部分**については管轄の**公正取引委員会**もしくは**中小企業庁**に相談してみてね！」



「いままで解説した就業環境整備の部分について
分からないことがあったらお気軽に
千葉労働局 雇用環境・均等室に相談してね」



「法律の内容について知ること、フリーランス側も
発注事業者側も、お互い不安なく働ける社会を
作っていききたいよね。
それじゃあ今日も、がんばっていきましょう！」

フリ太郎たちのお話は、これにていったん終了です。

フリーランス法（就業環境の整備）について
確認をしたいこと、相談事などがあたら

千葉労働局 雇用環境・均等室分室（平日：9:30～17:00）

（TEL：043-306-8558）

までご連絡ください！